



令和3年度

新潟市奨学金募集要項

【専門学校、短期大学、大学】

申請受付期間

令和3年6月9日(水)～7月14日(水)

◆問い合わせ・提出先◆

新潟市教育委員会学務課

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル4階)

電話：025-226-3168(直通)

FAX：025-226-0042

URL：<https://www.city.niigata.lg.jp>

E-mail：gakumu@city.niigata.lg.jp

令和3年度 新潟市奨学金募集要項【専門学校、短期大学、大学】

1 目的

この奨学金は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的としています。

2 申込資格

- (1) 本人又は本人の保護者（本人が未成年の場合はその親権を行う者をいいます。本人が成年の場合にあつては父母又はこれに代わる者をいいます。）が市内に住所を有する者
- ※ 市内に住所を有する者とは、日本国籍を有する者で新潟市に住民登録をしているもの、または永住者の在留資格をもって新潟市に在留する者をいいます。
- (2) 心身共に健全で、学業に優れ、かつ、修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者
- (3) ・専修学校の専門課程（専門学校）に在学する者
- ・短期大学に在学する者
 - ・大学に在学する者
- ※ 大学については海外への留学も含みます。対象となるのは、留学先の大学に学費を納入する義務を負って留学する者で、学位取得を目的とするもの、又は在学する大学の許可を受けて留学するものです。
 - ※ 短期大学、大学については、国・公・私立及び昼・夜間の別は問いませんが、短期大学・大学の通信教育部、専攻科、別科、大学の附属施設、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象としません。

3 選考基準

- (1) 下記学力基準に該当する者

区 分	学 力 基 準
専門学校 短期大学	1年生 「高等学校等の全履修科目の成績が平均3.2以上(5段階評価、小数点第2位以下切り捨て)」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること
	2年生以上 「申請時までの全履修科目の成績の半数以上が良以上又はB以上の成績」であること
大 学	1年生 「高等学校等の全履修科目の成績が平均3.5以上(5段階評価、小数点第2位以下切り捨て)」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること
	2年生以上 「申請時までの全履修科目の成績の半数以上が良以上又はB以上の成績」であること

- (2) 保護者全員の合計所得が、別表第1（5ページ参照）の収入基準額以下であること
- 子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が2人以上いる世帯の場合、所得基準を軽減します。子が1人の場合はA欄の収入基準額、子が2人以上の場合はB欄の収入基準額となります。
- ※ 離職・疾病・災害等の特別の事由により、申請時点の収入が前年と比較して著しく減少している方は、教育委員会学務課へご相談ください。

4 奨学金貸付額及び採用予定人数

区分	採用予定人数	貸付額
専門学校	5人	年額400,000円 (無利息)
短期大学	2人	
大 学	43人	

※定員を超過した場合は、世帯の所得などを勘案して採用者を選考します。

5 貸付方法

年2回（4月末、9月末）に分けて、指定口座へ振り込みます。
ただし、採用初年度は9月末に1年分を振り込みます。

6 貸付期間

採用年度から卒業までの最短修学期間とします。

※ これまでにこの奨学金の貸付けを受けている場合、貸付けを受けることができる期間は最長通算9年とします。ただし、同一の学校種での貸付けは1回のみです。

7 提出書類

(1) 「奨学金貸付申請書」(指定様式)

(2) 「奨学生推薦調書」(指定様式)

(3) 「認定所得金額計算書」(指定様式)

(4) 「同意書(住民基本台帳確認用)」(指定様式)

※ 本人及び保護者のうち新潟市に住所を有している方いずれかの同意が必要です。
※ 同意されない場合は「住民票の写し(本籍地の記載不要)」を提出してください。

(5) 「成績証明書」

※ 1年生は、高等学校等の成績証明書(令和3年度に発行された卒業後5年以内のもの。※調査書不可)
※ 2年生以上は、在学する学校の成績証明書
※ 1年生で高等学校卒業程度認定試験合格者については、令和3年度に発行された合格成績証明書(ただし、科目の一部免除を受けた場合は、免除を受けた科目の成績証明書も必要)

(6) 保護者全員の「令和3年度市・県民税課税(所得)証明書」(所得証明書)

※ 無職無収入の場合も必ず提出してください。
※ 新潟市の場合、令和3年度所得証明書は、6月中旬から市民税課、出張所等の窓口で発行しています。
※ 令和3年1月1日現在、新潟市に住所を有していない場合は、本市で所得確認ができませんので、住所が有った市町村から所得証明書の発行を受け提出してください。
※ 令和2年分の所得の申告をしていない人は、令和3年度所得証明書が発行されませんので、申告をする必要があります。所得の申告については、市民税課にお問い合わせください。

8 申請受付期間

令和3年6月9日（水） ～ 令和3年7月14日（水）

- ※ 郵送の場合、当日消印有効
- ※ 提出された申請書類は、返却いたしません。
- ※ やむを得ず必要書類が受付期間内に添付できないときは、教育委員会学務課にご相談ください。

9 奨学生の選考結果の通知

奨学生の選考結果については、8月中旬に保護者住所への郵送により通知します。

- ※ 申請書の記入内容や審査結果について、在学校に確認、通知する場合があります。

10 採用後の手続きについて

選考結果が採用の場合、誓約書等を提出していただきます。（連帯保証人の関係書類の提出がない場合、奨学金を貸し付けることはできません。）

【提出書類】

採用決定後	貸付終了後
<ul style="list-style-type: none">・ 誓約書・ 連帯保証人の印鑑登録証明書・ 連帯保証人の所得証明書・ 口座振替申込書	<ul style="list-style-type: none">・ 借用証書・ 返還明細書

- ※ 上記のほか、必要に応じ関係書類の提出をお願いすることがあります。

* 連帯保証人について

貸付けを受ける場合、連帯保証人が1人必要となります。

連帯保証人は成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有している4親等以内の親族（父母等）等とします。

また、採用後の手続きで、実印の押印、印鑑登録証明書の提出などが必要となります。

11 奨学金の返還について

貸付けが終了した月の翌月から起算して8月を経過してから返還が始まります。半年ごとに年2回（7月及び12月）の返還となり、貸付総額によって1回あたりの返還額が決まります。

【例】大学を3月に卒業。大学4年間、総額160万円貸付けの場合

貸付総額	返還回数 (年)	1回あたりの返還額 (初回返還額)	返還開始月
1,600,000円	24回 (12年)	67,000円 (59,000円)	卒業した年の12月から

12 奨学金の返還猶予について

奨学生が進学したときや疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合、申請により返還を猶予する制度があります。

13 奨学金の返還特別免除について

専門学校、短期大学、大学、大学院の奨学生が卒業後、以下の【対象者】の①～③全てに該当する場合、申請により返還額の一部を免除する制度があります。

- 【対象者】
- ① 新潟市に住所を有している者
 - ② 当年度に新潟市の市民税が課税されている者
 - ③ この奨学金の返還及び市税に滞納が無い者

【免除額】 当年度に返還すべき額の1/2の額
※ 12月の返還分を免除します。

【通算免除額】 貸付総額の1/4の額（限度額40万円）

【免除期間】 貸付終了後7年を超えない範囲内で、通算免除額に達するまで

14 他の制度との併給について

新潟市奨学金制度は、他の奨学金制度等を利用していても、貸付けを受けることができます。ただし、他の制度が併給を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

また、新潟市社会人奨学金制度を利用したことがある場合は、新潟市奨学金制度の貸付けを受けることができません。

15 申請書提出先・問い合わせ先

新潟市教育委員会学務課
〒951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル4階）
電話：025-226-3168（直通）
FAX：025-226-0042

※ 申請書の提出については、各区教育支援センター（各区役所内）でも受け付けます。

- | | | |
|--------------|-------------------------|-----------------|
| ・北区教育支援センター | 北区東栄町1-1-14（北区役所2階） | 電話 025-387-1525 |
| ・東区教育支援センター | 東区下木戸1-4-1（東区役所1階） | 電話 025-250-2180 |
| ・中央区教育支援センター | 中央区西堀通6番町866（NEXT21 5階） | 電話 025-223-7026 |
| ・江南区教育支援センター | 江南区泉町3-4-5（江南区役所2階） | 電話 025-382-4903 |
| ・秋葉区教育支援センター | 秋葉区程島2009（秋葉区役所3階） | 電話 0250-25-5500 |
| ・南区教育支援センター | 南区白根1235（南区役所3階） | 電話 025-372-6635 |
| ・西区教育支援センター | 西区寺尾東3-14-41（西区役所4階） | 電話 025-264-7530 |
| ・西蒲区教育支援センター | 西蒲区巻甲2690-1（西蒲区役所A棟2階） | 電話 0256-72-8560 |

★ 申請書類の様式については、この要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、新潟市（教育委員会学務課）のホームページからダウンロードして記入（データ入力後印刷可）してください。